

「インフルエンザ定期予防接種」を希望される方へ

※「定期予防接種」とは、法律に基づき市町村が実施しなければならない予防接種のことをいいます。

1. 予防接種を受けるにあたって

- (1) この説明書をよく読んで、インフルエンザ予防接種の効果、副反応及び健康被害救済制度などについて理解しておきましょう。
- (2) 気にかかることや分からないことがあれば、接種を受ける前に医師や看護師に質問し、説明を聞き、十分に納得した上で接種を受けるか否か判断してください。
- (3) インフルエンザの定期予防接種は、あくまで対象者であるご本人が希望する場合にのみ接種できるものです。ご本人の意思が最終的に確認できなかった場合は、定期予防接種を受けることはできません。

2. インフルエンザ予防接種の有効性

- (1) インフルエンザ予防接種は、高齢者の発病阻止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。
- (2) 予防接種の効果(ウイルスに対する抵抗力)は、個人差はありますが、接種後およそ2週間から5か月の間は持続するとされています。
- (3) 一般的に65歳以上の方は、ウイルスの型に大きな変異がない限り、1シーズン1回の接種で効果があるとされています。

3. 予防接種を受けることができない人

- (1) 接種当日、体温が37.5℃以上ある人
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
☆急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の变化が分からなくなる可能性もありますので、その日は予防接種を見合わせるのが原則です。
- (3) 予防接種の接種液に含まれる成分(卵等)によって、アナフィラキシーを起こしたことのある人
☆「アナフィラキシー」というのは、通常、接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- (4) その他、医師が不適当な状態と判断した場合
☆明らかに上の(1)～(4)に該当しなくても、医師が(1)～(4)に該当する疑いがあると判断したとき、その他接種不適当と判断したときは予防接種を受けることはできません。

4. 予防接種を受ける際に担当医師とよく相談しなくてはならない人

- (1) 心臓、じん臓、肝臓、血液疾患等の基礎疾患を有する人。
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人。
- (3) 過去にけいれんの既往のある人。

(裏面へ)

- (4) 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人。
- (5) インフルエンザワクチンの成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人。
- (6) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器疾患を有する人。

5. インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種を受けた後、まれに副反応が起こることがあります。

また、予防接種と同時にほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

- (1) 予防接種の注射の跡が赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすること(局所反応)がありますが、通常2～3日のうちに治ります。
- (2) わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、通常2～3日のうちに治ります。
- (3) 接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。
- (4) 非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難等が現れることがあります。
- (5) 予防接種を受けた後、次の症状が現れたら、医師(接種医療機関)の診療を受けてください。

- 接種した部分が痛みや熱をもってひどくはれる ● 全身のじんましん
- 繰り返す嘔吐 ● 顔色の悪さ ● 低血圧 ● 高熱

6. 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(接種医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) インフルエンザ予防接種の副反応の多くは24時間以内に出現しますので、接種部位の異常反応や体調変化を訴える場合は、速やかに医師(接種医療機関)の診療を受けてください。
- (3) 接種後1時間を経過すれば入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くすることはやめましょう。
- (4) 接種当日は、いつもの通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

7. 予防接種健康被害救済制度

インフルエンザ定期予防接種によって起こった副反応により、医療機関での治療が必要となったり、生活に支障がでるような障害が残るなどの健康被害を生じた場合には、予防接種法に基づく救済措置を受けることができます。ただし、厚生労働大臣によって予防接種と健康被害との因果関係について認定される必要があります。

※ その他ご不明な点は、**住民票のある市町村**の担当課へお問い合わせください。

南国市へのお問い合わせ先

南国市保健福祉センター(TEL 088-863-7373)